



国民健康保険証が
5月から新しくなります
 一般被保険者証は **藤色**
 退職被保険者証は **空色**

国民健康保険の一般被保険者証および退職被保険者証の有効期間が、4月30日で切れます。
 国民健康保険税を3月31日までに完納されている方には、1年間有効の被保険者証を、未滞納額がある方には、3か

月間有効の被保険者証を郵送いたします。
 新しい被保険者証の色は、一般が藤色、退職者が空色です。

旧被保険者証（一般・さくら色・退職者・もえぎ色）は5月1日以降に保険年金課に返却してください。（郵送可）ゆめくるでもお預かりいたします。（休館日を除く）

なお、自宅から離れて通学や施設に入所している方で、被保険者証を引き続き別々で必要とされる場合は、送付した新しい被保険者証・印鑑・在学（在園）証明書および（または）の押印されている旧被保険者証を持参のうえ、保険年金課の窓口で直接お受け取りください。（学生や施設入所でなくなったりした場合、該当しなくなつた旨の届出をお願いします）

また、3か月間有効の短期被保険者証の交付を受けた方は、2回目以降は郵送いたしませんので、未滞納額の一部を納付したうえで窓口で交付を受けてください。

国民健康保険係

内 2162

郵送の場合

〒362 8517 小室94
 93 伊奈町保険年金課国保係

**学生のみなさん
 忘れていませんか？**

学生納付特例制度

学生のみなさんも20歳になつたら必ず国民年金に加

国民年金保険料がコンビニでも納められるようになりました

これまで国民年金保険料は、全国の銀行や郵便局、信用金庫、農協などで納めることができましたが、平成16年2月以降に発行された納付書を使うと、コンビニエンスストアで納めることができます。

ただし、2月1日より前に発行された納付書は、コンビニ二納付に対応していません。

金融機関や郵便局のみでの取り扱いとなります。納付書の発行年月日にご注意ください。

なお、コンビニで納めた場合、「納付書・領収（納付受託）証書」という控えをレジでお渡ししますが、これは保険料の預り証となります。後日コンビニを通じて保険料が国庫に納められた後、社会保険庁からはがき形式の「国民年金保険料領収済額通知書」

入し、保険料を納めることが義務となっております。しかし、収入がなく納めることが困難な学生には在学期間中の保険料が後払いできる「学生納付特例制度」があります。

対象 政府で定める大学、短大、専門学校および夜間、通

国民年金保険料が納付できるコンビニエンスストアは次のとおりです。（納付書の裏面にも印字されています）

セブンイレブン・ローソン・ファミリーマート・サンクス・サークルK・ミニストップ・am/pm・コミュニティストア・デイリーヤマザキ（デイリーヤマザキストア）・ココストア・ポプラグループ（ポプラ・生活彩家・くらしハウス）・スリーエフ・セイコーマート（関東・北海道地区のみ）

信制課程の学生で、本人の前年の所得が68万円（収入で133万円）以下の学生手続き（持参いただくもの）
 年金手帳・学生証（または学生証の写し）、印鑑

提出先 保険年金課国民年金係

年金相談

大宮社会保険事務所職員による出張年金相談を行います。また、平成16年度の保険料と、過去2年以内の未納保険料や過去10年以内の追納保険料などが納められる集合徴収も 있습니다。

「ご相談の際には、年金手帳（基礎年金番号通知書）・納付書・社会保険事務所から送られた案内状（はがき）等を持参してください。その他年金について疑問等がありましたらお気軽にご相談ください。」

日時 4月27日（火）10時～15時

場所 役場3階第1委員会室

国民年金集合徴収

この日は、収納のみのお取扱い日です。相談はできませんのでご了承ください。

日時 4月30日（金）13時～17時

場所 役場2階第2相談室

町長相談 企画調整課⑨2214

ところ 役場2階町長公室
町政全般について、町長が直接相談に応じます。
事前の電話予約が必要です。

教育相談 教育委員会⑨2521

とき 14・28日(第2・4水曜)9:00~12:00
ところ 役場2階第7会議室
教育長が、教育問題についての相談に応じます。
希望者は、事前に連絡してください。

暴力団被害相談 地域振興課⑨2282

とき 13日(第2火曜)13:00~16:00
ところ 役場2階第2相談室
上尾警察署員が暴力団員等による不当な行為で困っている方の相談に応じます。

行政相談 地域振興課

とき 20日(第3火曜)10:00~12:00
ところ 役場2階第2相談室
行政相談委員が、国・県・町の行政に関する要望や苦情などの相談に応じます。

事業とくらしの相談 地域振興課

とき 21日(第3水曜)13:00~16:00
ところ 役場2階第2相談室
行政書士が会社設立、農地転用、開発許可、相続等の手続きの相談に応じます。

法律相談 地域振興課

とき 23日(第4金曜)13:00~15:00
受付 12:00~14:30 受付順
ところ 役場2階第2相談室
弁護士が、契約、相続、交通事故の損害賠償、訴訟の手続きなどの相談に応じます。

税の相談 税務課⑨2152

とき 15日(木)10:00~15:00
ところ 役場1階第1相談室
大宮税務相談室係官が、相続税・贈与税などの相談に応じます。

消費生活相談 商工農政課⑨2241

とき 1・8・15・22日 10:00~15:00
ところ 役場2階第2相談室
消費生活専門相談員が消費者契約トラブル等の相談に応じます。

女性相談 人権推進課⑨2219

とき 14日(第2水曜)10:00~12:00
ところ 役場2階第2相談室
女性相談員が、女性のための相談に応じます。

児童相談 健康生活課⑨2143

とき 27日(第4火曜)10:00~15:00
ところ 総合センター内 児童館
家庭児童相談員が、子どものしつけや生活についての相談に応じます。

結婚相談 住民課⑨2114

とき 21日(第3水曜)9:00~12:00
ところ 総合センター内 保健センター会議室
相談員が結婚を希望する方の相談に応じます。

心配ごと相談 社会福祉協議会☎722-9990

とき 14・28日(第2・4水曜)9:00~12:00
ところ ふれあい福祉センター相談室
民生委員・児童委員が、生活上の迷い、困りごとの相談に応じます。
4月から、毎月第2・4水曜日となります。

男女共同参画社会をめざして



国立社会保障・人口問題研究所によると、2002年の合計特殊出生率(女性1人が生涯に産む子ども数)は1.32でした。人口を維持するのに必要な水準は2.08といわれますが、近年、少子化の歯止めはかからず、将来の労働力の減少や少子高齢化による年金、税制、医療、福祉などの点で、さまざまな変化・問題が生じることが予想されます。子どもを持つか持たないかの選択は、だれからも強制されるべきものではありませんが、子どもを持ちたい個人を社会としてどう支援していくかが問われています。これに対し、厚生労働省は、子育て支援や社会制度の見直しなどに関し、抜本的な対策の検討に乗り出しています。

個人のライフスタイルや家族のあり方が、大きく変化している現在、個人の意識の変革も必要です。男女ともに生きやすい社会を作るために、ともに考えていきたいものです。

問 人権推進課⑨2219

4月30日までに一括して前納すると、割引がありお得です。4月をはじめに社会保険庁より送付された平成16年度分納付書を持って、金融機関の窓口や社会保険事務所の前納する旨を申し出てください。前納は口座振替の方もご利用できます。

国民年金保険料

を前納すると

割引があります

定額保険料の場合 [月額13,300円]

	毎月納めるとき	一括前納で納めるとき	割引額	納期
1年分	159,600円 (164,400円)	156,770円 (161,480円)	2,830円 (2,920円)	4月末日
半年分	79,800円 (82,200円)	79,150円 (81,530円)	650円 (670円)	前期分4月末日 後期分10月末日

金額は昨年度の額による。()内は付加保険料のある場合です。